

## 第 1 章 計画の背景と目的

---

## 1 計画策定の背景

本市は、平成 14 年 6 月に「真岡市環境基本条例<sup>※1</sup>基本理念」を制定し、環境保全について、市、事業者、市民（滞在者を含む）の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めました。そして、平成 16 年 12 月に「環境都市宣言<sup>※2</sup>」を行い、平成 17 年 2 月には環境基本条例に掲げられた基本理念の実現に向けて「真岡市環境基本計画」を策定し、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境都市づくりを進めてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化をはじめ、エネルギー消費の増大、循環型社会の形成、森林や農地の保全、生物多様性の保全など、解決していかなければならない多くの課題を抱えています。

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故により広範囲で放射能汚染を引き起こしました。そして、相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの暮らしとエネルギーを取り巻く状況は、大きく変化しました。

また、昨年には、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書が公表され、20 世紀半ばからの地球温暖化の要因は、人間の活動によることが極めて高く、今後、温暖化の緩和策を講じなかった場合には、今世紀末の地球の平均気温は、最近 20 年間に比べ最大で 4.8℃上昇すると報告しています。

このような中、本市の環境基本計画の計画期間が平成 27 年度をもって終了することから、本市の環境施策をより一層効果的に推進していくため、「第 2 次真岡市環境基本計画」の策定を行うものです。

## ※1 真岡市環境基本条例に定める基本理念

- 環境の保全是、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全是、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 環境の保全是、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 地球環境の保全是、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

## ※2 環境都市宣言

私たちの真岡市は、八溝の山並みや、鬼怒川、五行川、小貝川などの清流にはぐくまれ、緑豊かな自然の恵みのもと、先人のたゆまぬ努力と郷土愛により、農業・工業・商業の調和がとれたまちとして発展を遂げています。

私たちは、この豊かな自然を守り育て、快適な生活環境を次の世代へ引き継ぐため、ここに真岡市は市民・事業者・行政が一体となって取り組む「環境都市」であることを宣言する。

- 1 私たちは、一人一人の自覚と自主性で環境を守ります。
- 1 私たちは、身近な行動から地球環境の保全に貢献します。
- 1 私たちは、豊かな水と緑を未来へ残します。

平成 16 年 12 月 14 日制定



## 2 計画の目的

本計画は、真岡市環境基本条例に掲げられた基本理念の実現に向けて、本市の環境の保全に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するための基本となる目標や施策の方針を示すものです。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度を目標年次とする 10 年間とします。なお、本計画は、概ね 5 年を経過した時点で見直しを行います。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
第 2 次真岡市 環境基本計画 の期間	計画開始				中間見直し					目標年次

## 4 計画の対象地域

計画の対象地域は、真岡市全域としますが、環境の保全には、近隣市町や栃木県をはじめ、流域や文化圏・経済圏、地球規模まで考えていく必要があり、必要に応じて広域的な調整を図るものとします。

## 5 計画の位置付け

本計画は、市の計画や施策、事業を環境の面から横断的にとらえた総合的な計画として、「市勢発展長期計画」に示されている将来像を、環境面から効果的に推進するための目標や施策の方針を示します。

また、「真岡市都市計画マスタープラン」などの他分野における基本計画に対しても、環境面から連携を図っていくものとし、市の施策は、本計画の基本的な方向に沿って実施していきます。

## 6 計画の主体と役割

本計画を着実に推進するためには、市民（滞在者を含み、以下「市民」という。）、事業者、行政の協働により進めていく必要があります。そのためにはそれぞれの



主体の役割を明確にし、それぞれがその役割を果たすことが重要です。以下に各主体の役割を示します。

(1) 市民の役割

日常生活において環境保全に取り組むとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、地域などの環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷の低減や自然環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力することが求められます。

(3) 行政の役割

環境の保全に関して本市の自然的・社会的条件に合った施策を策定し、市民、事業者との協働を図りながら実施していきます。また、市内の一事業者としても、事務事業に伴う環境への負荷の低減が求められます。

## 第 2 章 真岡市の環境の現状と課題

---

# 1 真岡市の概要

## (1) 位置及び地勢

真岡市は、栃木県南東部に位置し、東京から約 90km 圏内に属しています。市の北側は宇都宮市、芳賀町、市貝町、南側は茨城県筑西市、東側は益子町、茨城県桜川市、西側は小山市、下野市、上三川町に接しています。

市の区域は、東西約 15km、南北約 20km と南北にやや長く、167.34 km<sup>2</sup> の面積があります。

関東平野北部に位置し、市の地形は全体的に平坦ですが、東部は八溝山地西麓の標高 200m 前後の丘陵地であり、中央部は何条もの台地が南北に伸びています。市の中央を五行川、東に小貝川、西に鬼怒川などの河川が流れ、その流域には肥沃な農地が広がり、冬季の日照時間も長く、日本一の生産量を誇る「いちご」をはじめとする農作物の生産に適した土地柄です。

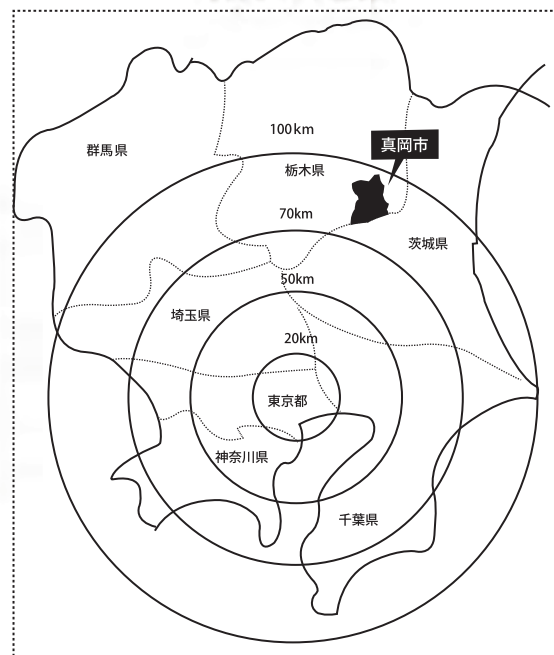
江戸時代末には、「真岡木綿」の特産地として全国にその名が知られ、それを運ぶ鬼怒川の水運業も盛んでした。また、荒廃した農村の復興に尽くした「二宮尊徳」が在陣したゆかりの地でもあります。

現在は、北関東自動車道や鬼怒テクノ通りなどの広域的な道路網が整備され、約 90 社の企業が操業する大規模な工業団地を有する都市として発展しています。

真岡市役所の位置

所在地	真岡市荒町 5191 番地
東 経	140° 00' 47"
北 緯	36° 26' 25"
東 西	14.9km
南 北	19.4km
海 抜	65m

真岡市の位置





## (2) 人口の推移

本市の人口と世帯数の推移について、下図に示します。国勢調査によると、人口は、平成 22 年度から減少に転じています。一方、世帯数は、核家族化の進行や一人暮らしの世帯の増加などにより増加しています。



区 分	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H26年
人 口	74,551	79,228	80,643	81,530	83,002	82,289	80,782
世帯数	19,415	22,109	23,542	24,986	26,906	27,577	28,246

平成 17 年までは国勢調査人口（旧二宮町を含む。）

平成 22 年は国勢調査人口（10 月 1 日現在）

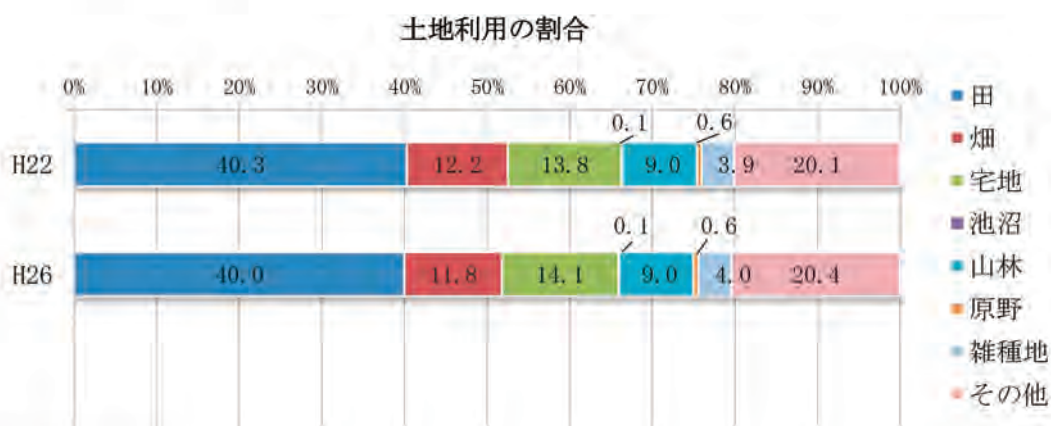
平成 26 年は毎月推計人口調査による（10 月 1 日現在）

平成 26 年版真岡市統計書より

### (3) 土地利用

土地利用の状況は、田・畑を合わせた農地が約 52%を占め、次いで宅地が約 14%、山林が 9%となっています。

市の西部の台地には 5 か所の工業団地が整備されているほか、二宮地区にも産業団地が整備されています。



地目別土地面積

単位：ha

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
H22	6,736	2,032	2,310	17	1,511	95	657	3,363	16,721
H23	6,706	2,009	2,317	18	1,501	95	665	3,410	16,721
H24	6,702	1,997	2,336	18	1,500	94	661	3,413	16,721
H25	6,694	1,988	2,340	18	1,499	94	667	3,421	16,721
H26	6,691	1,974	2,353	19	1,498	94	676	3,416	16,721

平成 26 年版真岡市統計書より(各年 1 月 1 日現在)

### (4) 都市計画の用途地域と面積

都市計画については、全市域が都市計画地域に指定され、市街化区域は 1,678ha で約 10%を、また市街化調整区域は 15,043ha で約 90%を占めています。

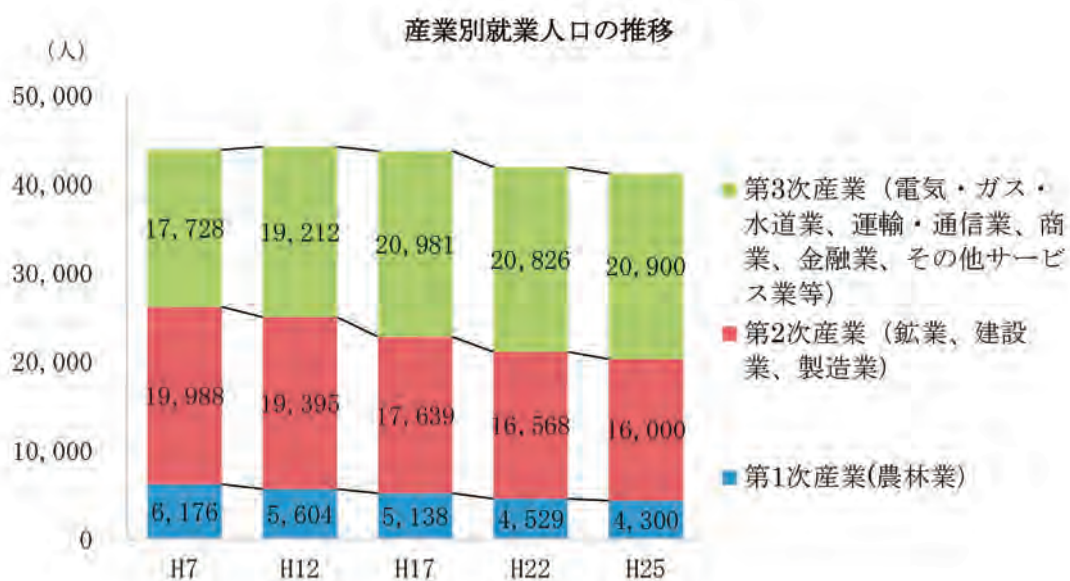
なお、市街化区域のうち大部分が住居系の用途地域で約 60%を占めています。次いで、約 33%が工業系の用途地域となっています。

区 域	面積(ha)	用途地域	面積(ha)	構成比(%)
市街化区域	1,678	第一種低層住居専用地域	232.8	13.9
		第一種中高層住居専用地域	237.1	14.1
		第二種中高層住居専用地域	144.8	8.6
		第一種住居地域	282.9	16.8
		第二種住居地域	100.3	6.0
		準住居地域	17.2	1.0
		近隣商業地域	71.5	4.3
		商業地域	38.2	2.3
		準工業地域	16.1	1.0
		工業地域	77.0	4.6
		工業専用地域	460.1	27.4
市街化調整区域	15,043			

平成 26 年版真岡市統計書より

## (5) 産業

本市の産業別就業人口は、平成 22 年では第 3 次産業が 20,826 人 (49.7%) と最も多く、次いで第 2 次産業が 16,568 人 (39.5%)、第 1 次産業が 4,529 人 (10.8%) となっています。第 1 次産業、第 2 次産業が年々減少しており、第 3 次産業の割合が増えています。



平成 22 年までは国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)

平成 25 年は第 11 次市勢発展長期計画より (推計)



## (6) 生活排水処理普及率

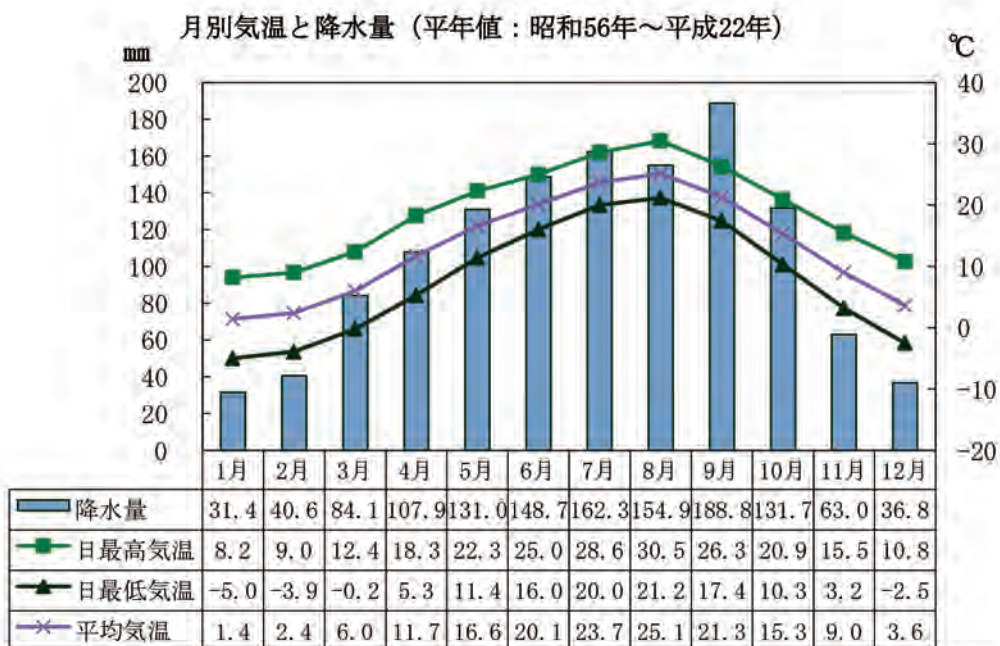
公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域内人口、それ以外の区域の合併処理浄化槽水洗化人口を合わせた、生活排水処理普及率は、平成26年度では80.7%となっています。



下水道課資料より

## (7) 気象

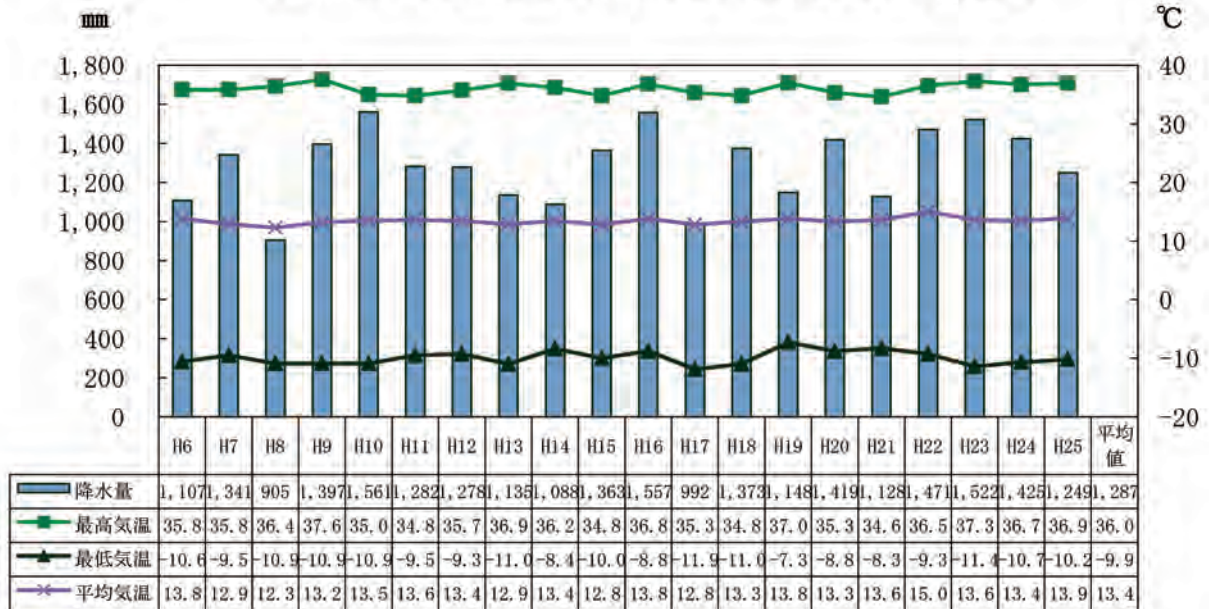
本市の気候は、寒暖の差が大きい内陸型の気候となっており、降水量は9月に最大を示し、1月に最少を示しています。また、夏の雷の発生と冬の低温乾燥も特徴です。



気象庁「真岡 平年値 主な要素」(<http://www.data.jma.go.jp>)をもとに作成

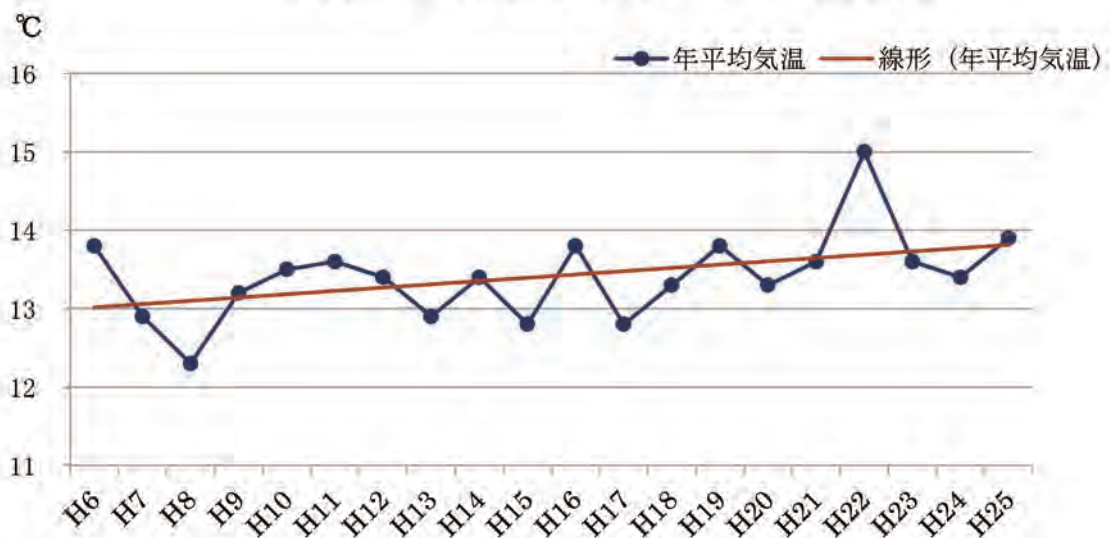
過去20年間(平成6年～平成25年)の平均値で見ると、年平均気温が13.4℃、年間平均降水量は1,287.1mm となっています。また、年平均気温は毎年変動していますが、わずかながら上昇の傾向にあります。

過去20年間（平成6年～平成25年）における降水量と気温の推移



(最高気温と最低気温の数値は極値)

過去20年間（平成6年～平成25年）の年平均気温の推移



気象庁「真岡 年ごとの値 主要要素」(<http://www.data.jma.go.jp>) をもとに作成



## 2 自然環境の概要

本市では、第2次動植物実態調査として平成24年度から3年間、市内全域での植物並びに動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類）の生息状況調査と文献調査を実施しました。

調査の結果、植物が約1,400種、動物が約1,500種確認されています。中でも、重要種として、国（環境省）や栃木県のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物について、絶滅の危険度<sup>\*</sup>に応じてランク付けしたリスト）に挙げられる、希少な生物が約200種確認されています。

また、調査結果から、希少な生物の生息地や、まとまりのある広大な森林、里地・里山の典型的な自然環境と生物が残されている場所などが、本市の自然環境の保全を図る上での重要地域として示されています。

第2次動植物実態調査結果の概要（確認された生物）

分類		確認種数	重要種（一部抜粋）
植物		1,433種	<b>環境省レッドリスト</b> 絶滅危惧ⅠA類：シモツケコウホネ 絶滅危惧ⅠB類：アキノハハコグサ、 ホソバニガナ 準絶滅危惧：カワヂシャ、カワラニガナ <b>栃木県レッドリスト</b> 絶滅危惧Ⅰ類：ナガレコウホネ 絶滅危惧Ⅱ類：ノアズキ、ヒツジグサ 準絶滅危惧：クチナシグサ、ネズミサシ
動物	哺乳類	26種	<b>環境省レッドリスト</b> 絶滅危惧ⅠB類：コヤマコウモリ <b>栃木県レッドリスト</b> 要注目：アナグマ、キクガシラコウモリ
	鳥類	205種	<b>環境省レッドリスト</b> 絶滅危惧Ⅱ類：サシバ、サンショウクイ、 トモエガモ <b>栃木県レッドリスト</b> 準絶滅危惧：オオタカ、フクロウ、オオバン、 ヤマシギ、サンコウチョウ
	両生類	8種	<b>環境省レッドリスト</b> 準絶滅危惧：トウキョウダルマガエル



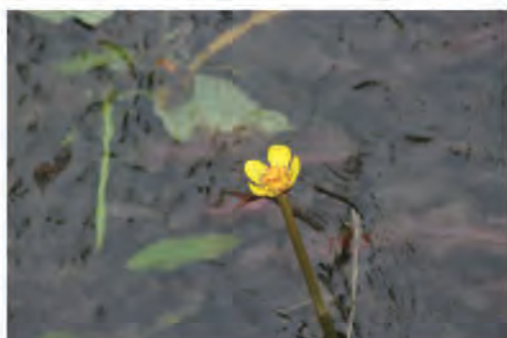
動物	爬虫類	12種	<b>栃木県レッドリスト</b> 絶滅危惧Ⅱ類：ヒガシニホントカゲ
	魚類	29種	<b>環境省レッドリスト</b> 絶滅危惧ⅠB類：ホトケドジョウ 絶滅危惧Ⅱ類：メダカ、ギバチ
	昆虫類	2,175種	<b>環境省レッドリスト</b> 絶滅危惧ⅠB類：ツマグロキチョウ、 フタモンマルクビゴミムシ、 オオキトンボ、 コミズスマシ、 ヒメミズスマシ 絶滅危惧Ⅱ類：ハネビロエゾトンボ、タガメ 準絶滅危惧：オオムラサキ、シマゲンゴロウ、 ギンイチモンジセセリ <b>栃木県レッドリスト</b> 準絶滅危惧：アカマダラコガネ、マダラヤンマ

※危険度のランク

絶滅危惧Ⅰ（A・B）類：絶滅の危機に瀕している種・生物

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危機が増大している種・生物

準絶滅危惧：存続基盤がぜい弱な種・生物



シモツケコウホネ



クチナシグサ



カワヂシャ



アキノハハコグサ



サシバ



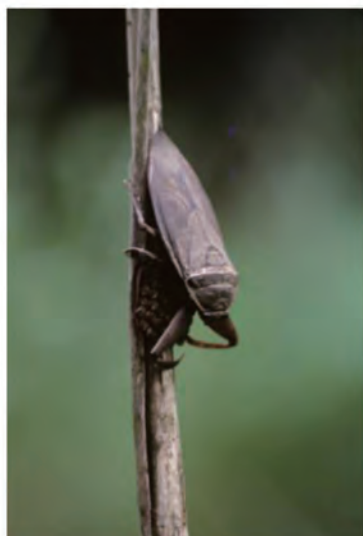
フクロウ



オオムラサキ



ツマグロキチョウ



タガメ



シマゲンゴロウ



### 3 環境に対する市民の意識

真岡市の環境に対する市民の意識について、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年に、比較のため平成 18 年度を加えた 10 年間の「市民意向調査」の結果から、その傾向を見てみます。

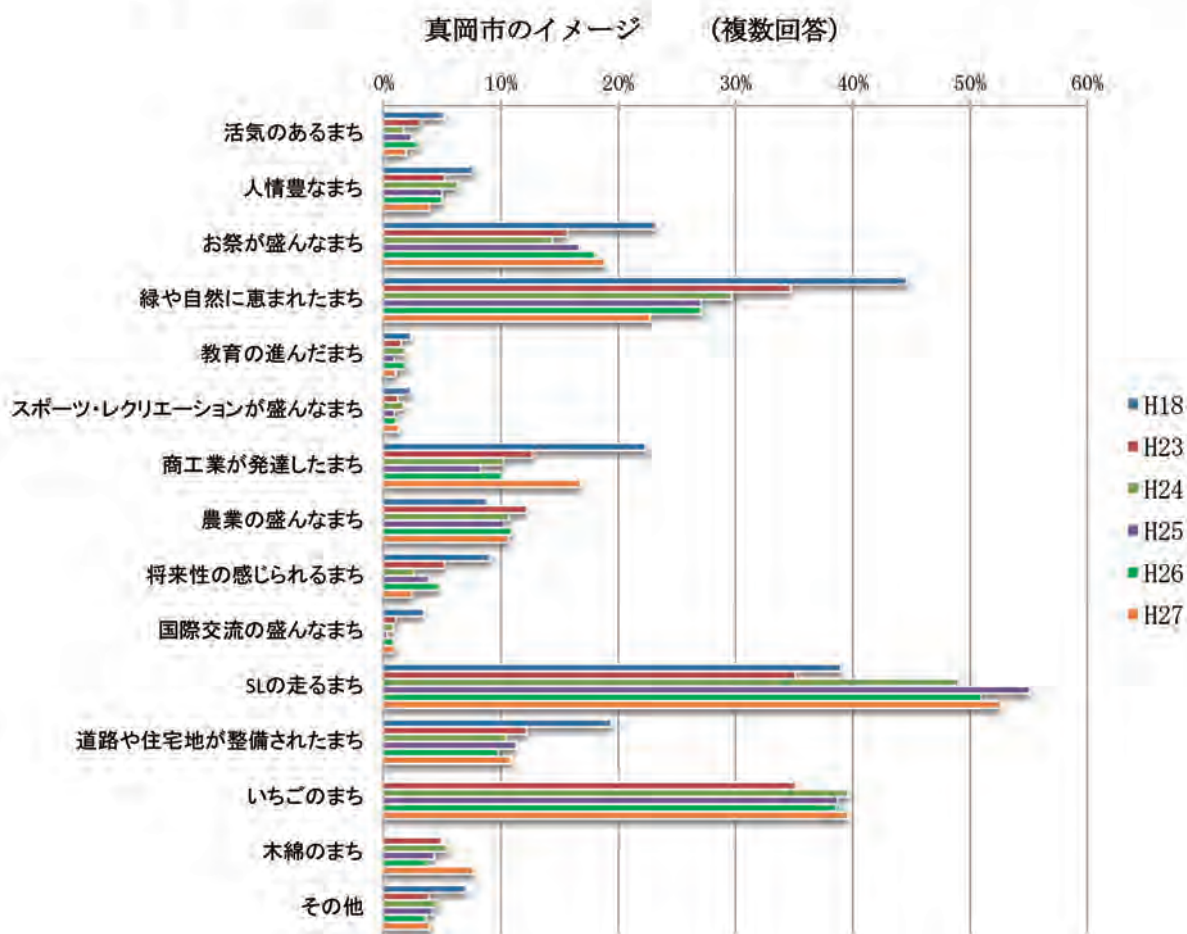
#### 【市民意向調査の概要】

調査対象者：市内に在住する満 18 歳以上の男女（平成 18 年度は 1,000 人、平成 23 年度から平成 27 年度は 3,000 人）

抽出方法：無作為抽出

#### 【真岡市のイメージについて】

真岡市のイメージについては、「SLの走るまち」、「いちごのまち」、「緑や自然に恵まれたまち」が高い割合を占めています。「緑や自然に恵まれたまち」は、平成 18 年度は 44.6 ポイントでしたが、平成 23 年度 34.7 ポイント、平成 27 年度 22.7 ポイントと低下しています。

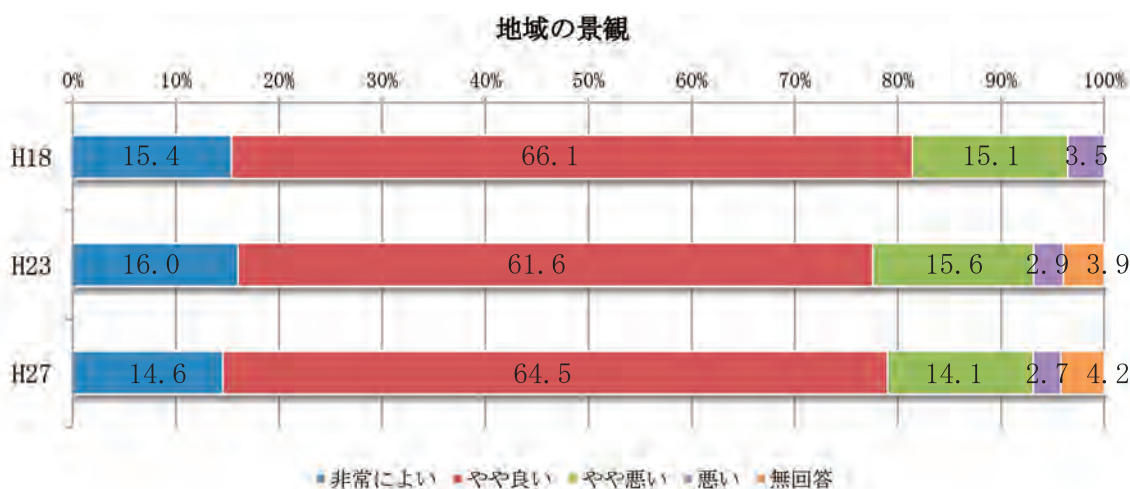
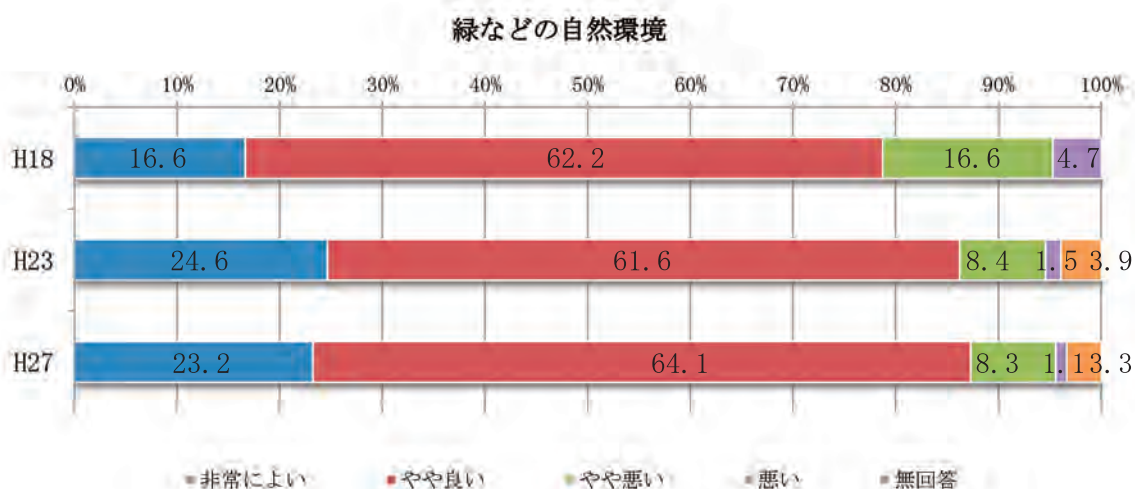




### 【生活環境について感じていること】

緑などの自然環境については、「非常に良い」と「やや良い」とを合わせた割合が、平成 23 年度は 86.2%、平成 27 年度は 87.3%でした。平成 18 年度の 78.8%から 8.5%伸びています。

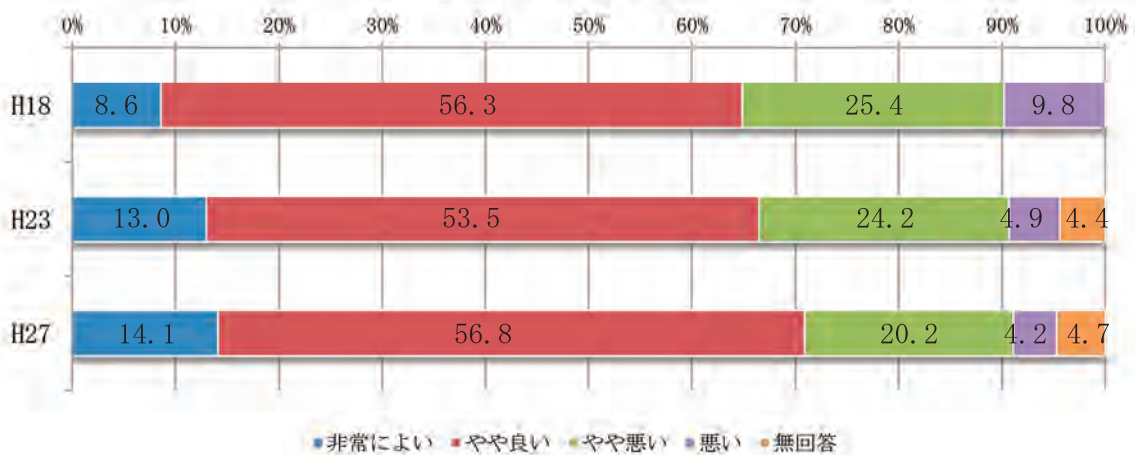
地域の景観については、「非常に良い」と「やや良い」とを合わせた割合が、平成 23 年度は 77.6%、平成 27 年度は 79.1%でした。平成 18 年度の 81.5%から若干、減少しています。



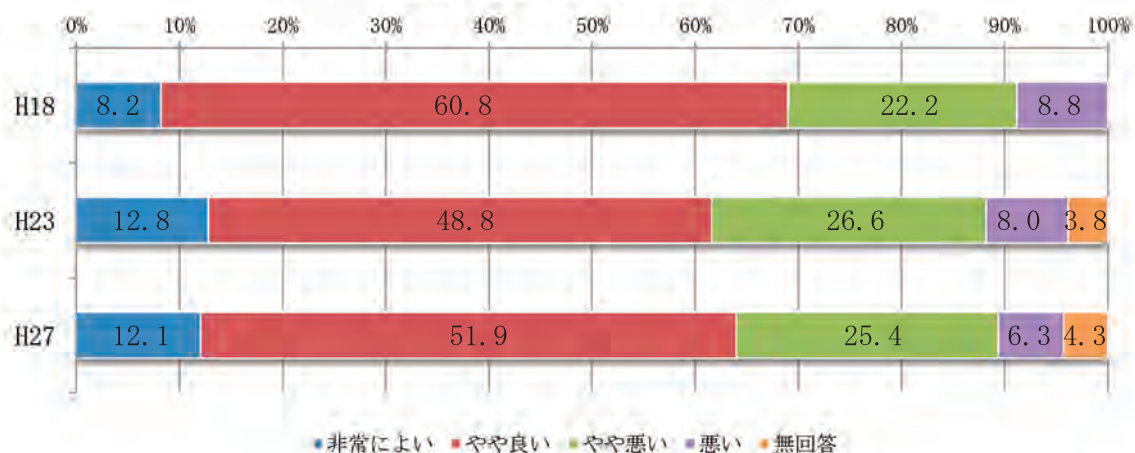
排気ガス・ばい煙の状況については、「非常に良い」と「やや良い」とを合わせた割合が、平成 23 年度は 66.5%、平成 27 年度は 70.9%でした。平成 18 年度は 64.9%で、少しずつ伸びています。

騒音・振動・悪臭の状況については、「非常に良い」と「やや良い」とを合わせた割合が、平成 23 年度は 61.6%、平成 27 年度は 64.0%でした。平成 18 年度の 69.0%から 5%減少しています。

排ガス・ばい煙の状況

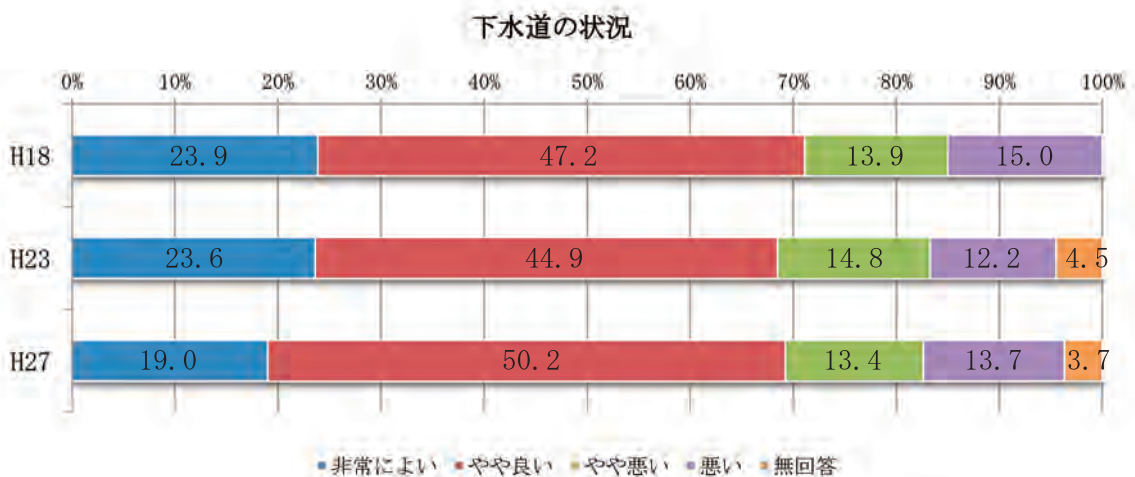
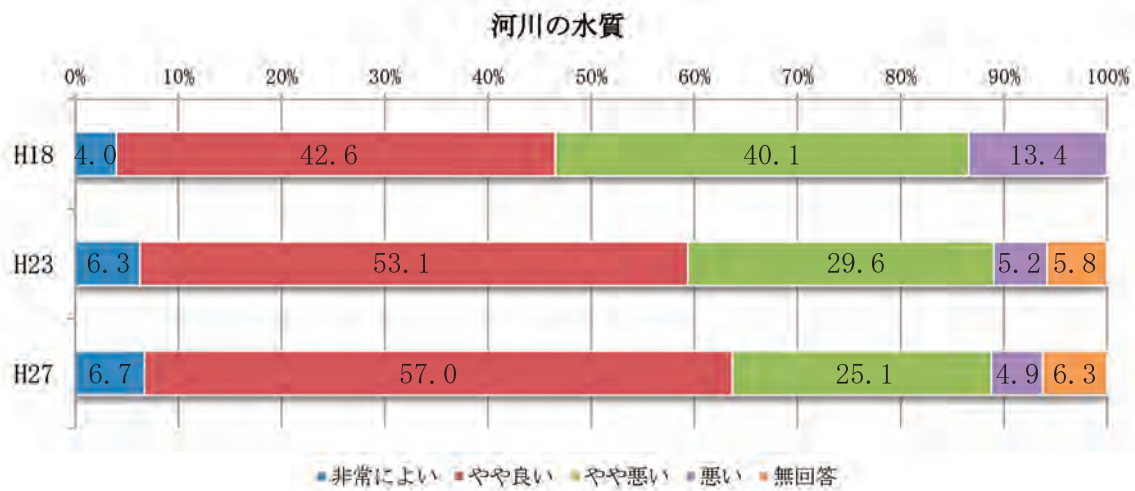


騒音・振動・悪臭の状況



河川の水質の状況については、「非常に良い」と「やや良い」とを合わせた割合が、平成 23 年度は 59.4%、平成 27 年度は 63.7%でした。平成 18 年度の 46.6% から 17.1%伸びています。

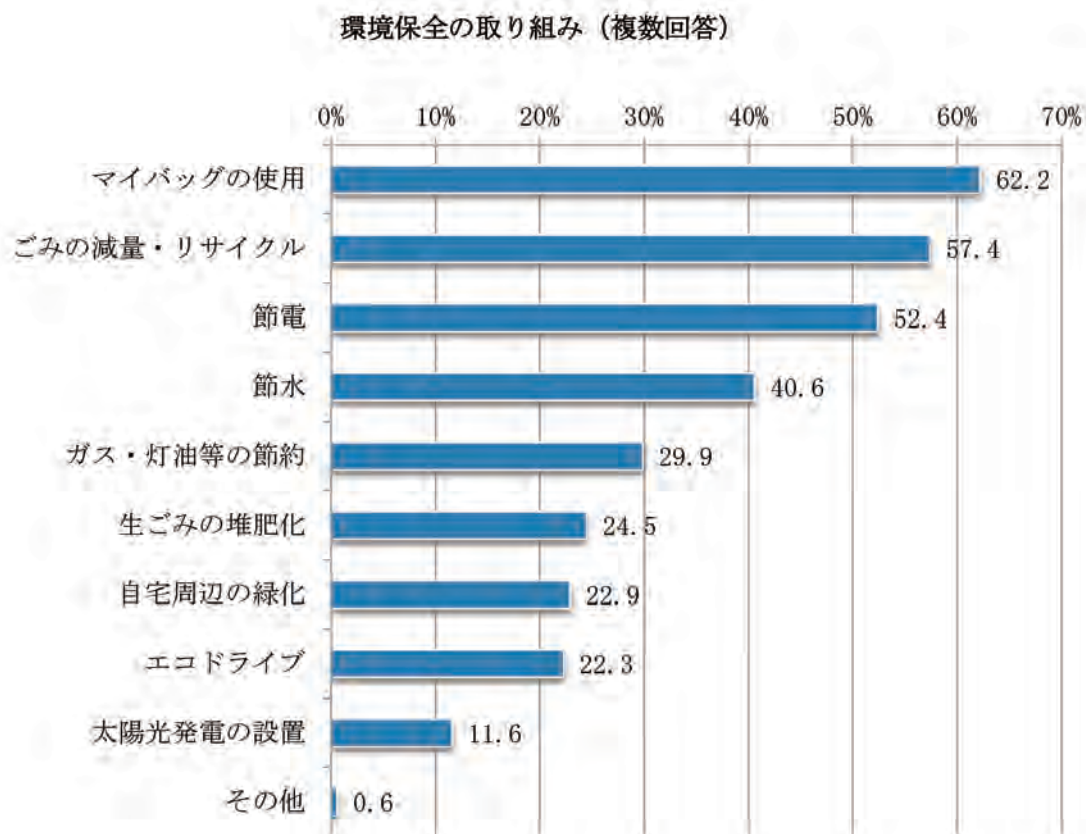
下水道の状況については、「非常に良い」と「やや良い」とを合わせた割合が、平成 23 年度は 68.5%、平成 27 年度は 69.2%でした。平成 18 年度の 71.1%から若干、減少しています。





### 【日常生活での環境保全の取り組み】

日常生活で環境保全のために取り組んでいることは、「マイバッグ使用」、「ごみの減量・リサイクル」、「節電」、「節水」など、資源やエネルギーの節減、生活に身近な廃棄物対策への取り組みが多い結果となりました。なお、太陽光発電を設置していると回答した人数の割合は11.6%でした。



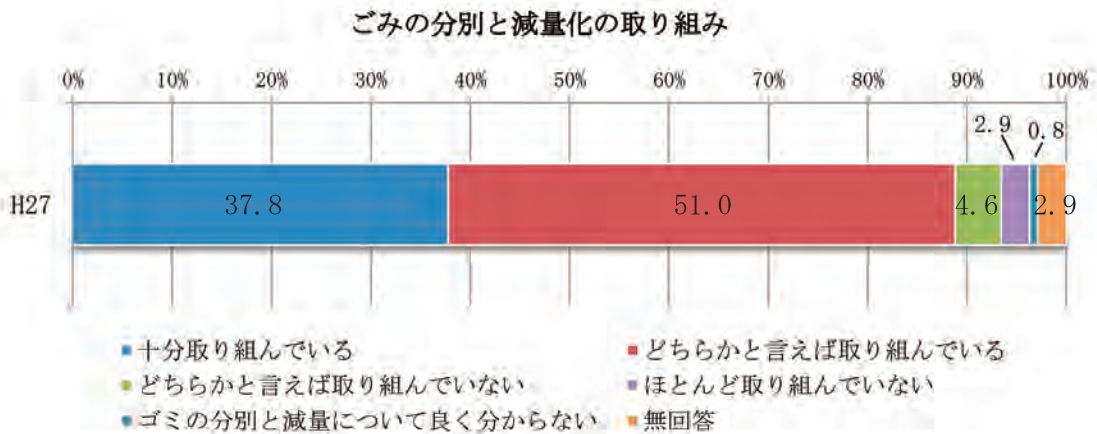
平成 27 年度調査結果



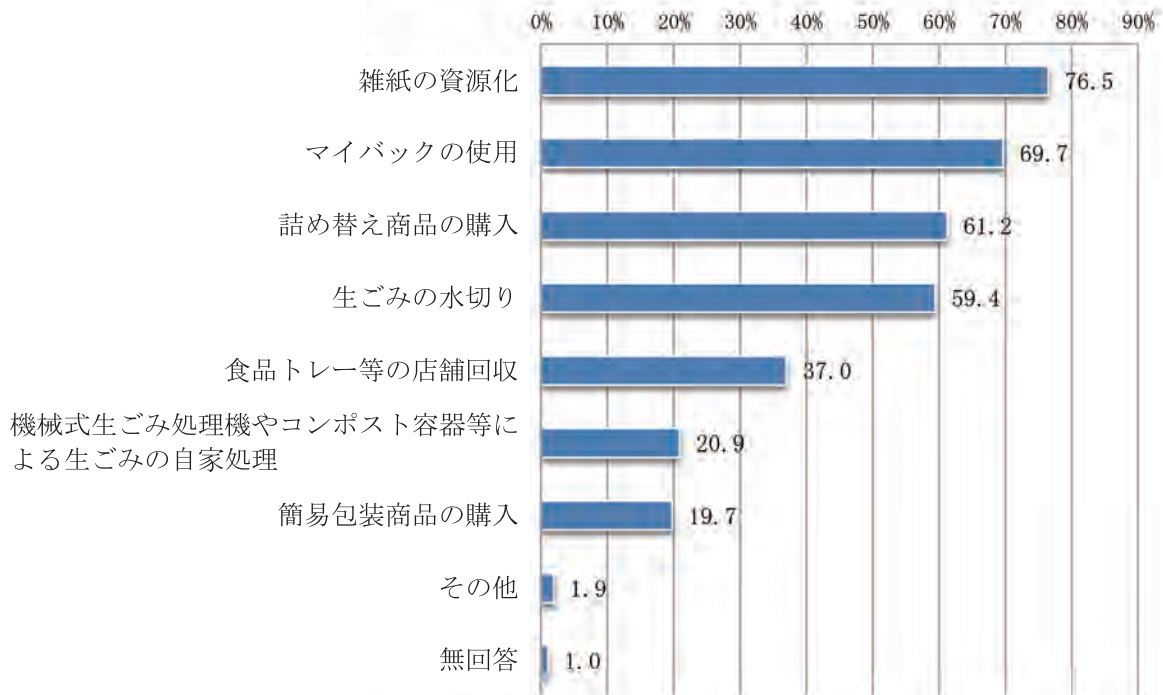
### 【ごみの分別・減量の取り組み】

家庭でのごみの分別・減量に取り組んでいるとの回答割合は88.8%で、非常に多くの市民がごみの分別・減量に取り組んでいることが伺えます。

また、取り組み内容は、「雑紙の資源化」、「マイバッグの使用」、「詰め替え商品の購入」、「生ごみの水切り」の順に多い結果となりました。機械式生ごみ処理機やコンポスト容器等による生ごみの自家処理を行っているとの回答は20.9%でした。



### ごみの分別と減量化の取り組み（複数回答）

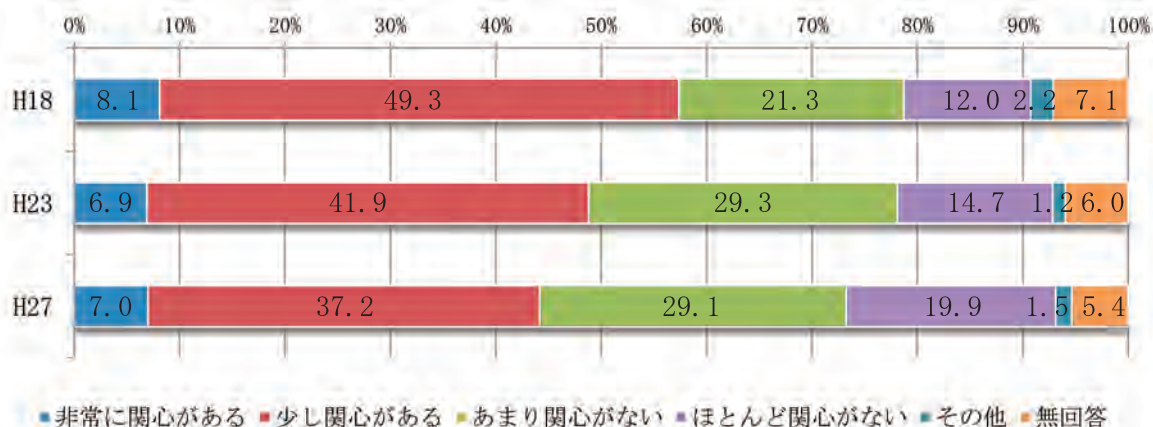


平成 27 年度調査結果

### 【環境保全に関するボランティア活動への関心度について】

市民・事業者・行政が連携して取り組む環境ボランティア活動への関心度については、「非常に興味がある」、「少し興味がある」を合わせると、平成18年度は57.4%、平成23年度は48.8%、平成27年度は44.2%と減少しています。

環境保全に関するボランティア活動への関心度

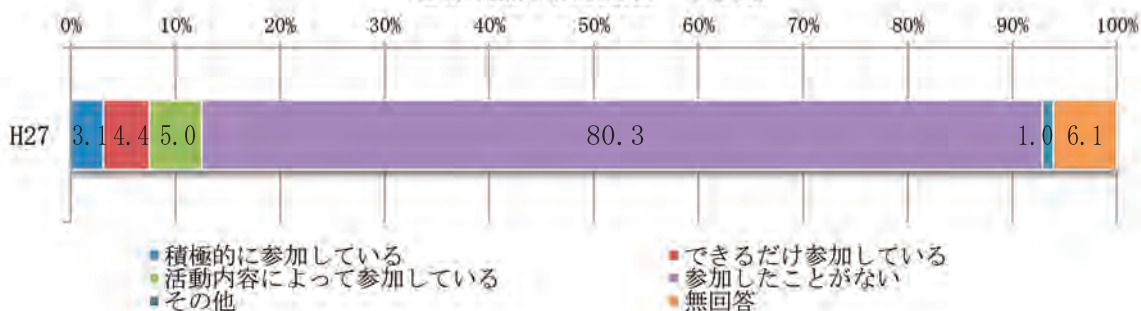


### 【自然環境の保全活動への参加について】

地域の里山の保全活動、河川の草刈・清掃、動植物の生息地の保全や生き物調査などの、市内の自然環境の保全活動に参加していますかということについては、「参加している」と答えた人の割合は12.5%で、「参加したことがない」という人の割合は80.3%でした。

前述の、環境保全に関するボランティア活動に関心があるとの割合（44.2%）と比較すると、活動への参加はまだ低い状況にあり、市民参加の仕組みづくりが課題であると思われます。

自然環境の保全活動への参加

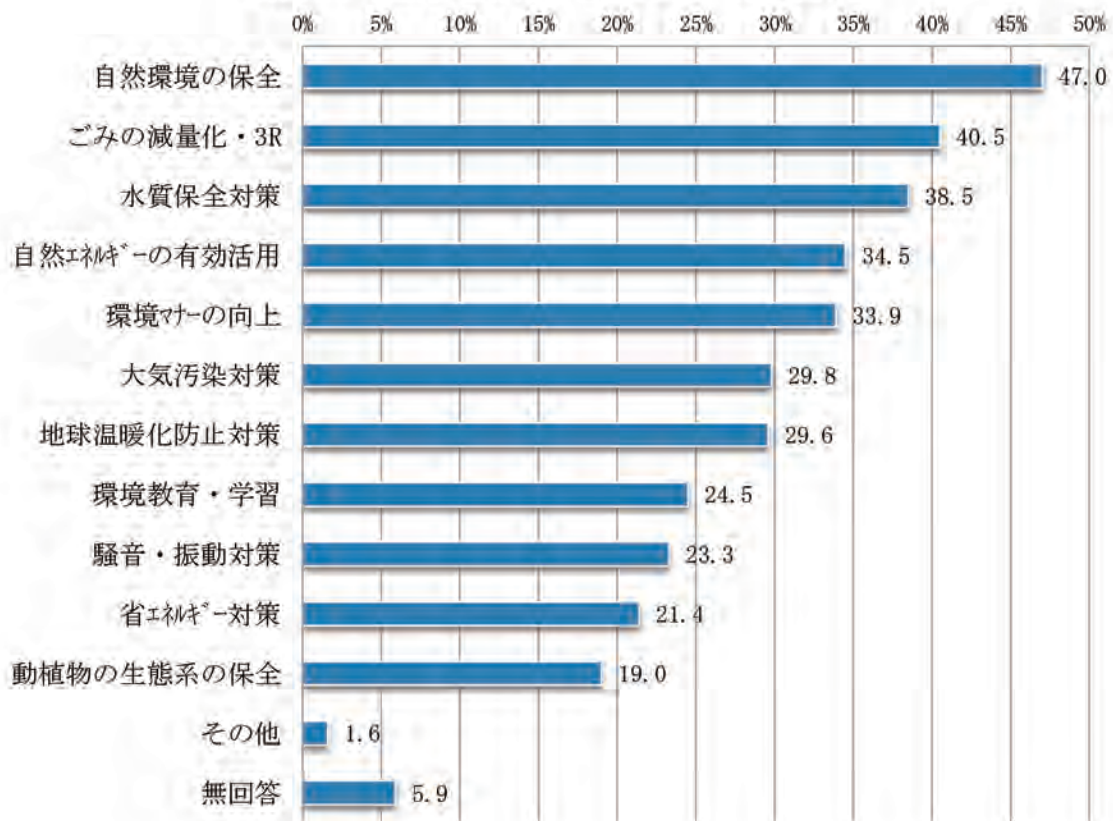


### 【真岡市が今後力を入れるべき環境対策】

真岡市が力を入れるべき環境対策は、「自然環境の保全」、「ごみの減量化・3R」、「水質保全対策」、「自然エネルギーの有効活用」、「環境マナーの向上」の順で多い結果となりました。

本市の豊かな自然や河川水質の保全対策、ごみ減量、資源の循環利用、並びにごみのポイ捨て防止などの環境マナー向上の取り組み、さらには自然エネルギーの有効活用などを重点的にすすめていく必要があると考えられます。

真岡市が今後力を入れるべき環境対策（複数回答）



平成 27 年度調査結果



## 4 環境の主な課題

本市における環境の主な課題について、「真岡市環境基本計画(平成23年改訂)」の進捗状況、環境に対する市民の意識、並びに近年の環境問題などから、次のことが挙げられます。

### (1) 循環型社会・地球温暖化防止

#### ア ごみの適正処理

- ・ごみの発生抑制と適正処理の推進が重要です。
- ・不法投棄防止対策の強化やポイ捨て防止などの環境マナー意識の向上が重要です。

#### イ 資源循環

- ・資源循環利用の推進のため、ごみの再資源化率を高めていくことが課題となっており、分別の徹底や資源化への啓発が重要となっています。
- ・剪定枝や落葉、雑草などの資源化の促進が必要となっています。

#### ウ 地球温暖化防止

- ・再生可能エネルギーの活用を図っていくことが重要です。
- ・温室効果ガスの排出削減や効率的なエネルギー利用の視点からも、公共交通ネットワークの整備と利用促進を図っていくことが重要です。

### (2) 自然環境・歴史文化

#### ア 自然環境(森林・河川・農地)

- ・森林の減少や里山の荒廃の防止が課題となっています。
- ・河川の自然環境の保全のため、河川の愛護活動や自然環境に配慮した河川整備が重要です。
- ・耕作放棄地の増加、鳥獣被害などが課題となっています。

#### イ 動植物の生態系

- ・地域の生態系や動植物の生息状況の把握が重要です。
- ・希少な動植物の保護とその生息環境の保全が課題となっています。

#### ウ 歴史・文化遺産

- ・貴重な文化財を良好な状態で次世代へ引き継いでいくことが重要であり、今後も、文化財の保護及び管理のための支援や普及啓発事業、埋蔵文化財の保護と記録保存を続けていく必要があります。

### (3) 生活環境

#### ア 大気

- ・光化学オキシダントによる光化学スモッグの発生が、首都圏などの広域的な課題となっています。

#### イ 水質・土壌

- ・河川の水質は、概ね良好な状況ですが、生活環境の保全に関する基準の一部が未達成となっており、生活排水処理施設（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の一層の普及が求められています。
- ・引き続き、地下水汚染や土壌汚染の対策が必要です。

### (4) 環境教育・環境保全活動

#### ア 環境教育・環境学習

- ・本市には、根本山自然観察センター、鬼怒水辺観察センター、自然教育センター及び科学教育センターなどの自然・環境学習の関連施設があり、それらの施設を中心に学校や地域、市民団体等と連携しながら環境教育・環境学習を推進していくことが重要です。

#### イ 環境保全活動

- ・市民・事業者・行政の協働による環境保全の取り組みを一層進めていくことが重要です。
- ・環境保全活動への市民参加を促進することが重要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---



## 1 望ましい環境像

本市は、豊かな環境に恵まれています。工業や都市の発展の一方で、生活の身近なところに五行川、小貝川、鬼怒川などの水辺があり、里山やその周辺では四季折々の草花が咲き、多様な生物が生息しています。

また、芳賀地方の文化の中心として多くの遺跡や文化財が残され、豊かな文化・歴史にも恵まれています。

こうした風土が、誰もが“ほっと”できる安心と住みよさを感じさせ、豊かな生活と子どもたちがすくすくと育つことができる環境を提供してくれます。

これらのことから、豊かな自然と文化を大切にし、誰もが“ほっと”できるような環境を保全することが本市の魅力を育むとの認識に立ち、本計画が目指す望ましい環境像を次のように定めます。

# 「豊かな自然と文化を大切にした “ほっと”できるまち 真岡」

## 2 基本目標

望ましい環境像を実現するために、長期的、総合的な視点に立った環境づくりの基本目標を、次の4つに定めます。

- ・基本目標1 「循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち」
- ・基本目標2 「自然や文化にふれあえるまち」
- ・基本目標3 「健全な生活環境の中で暮らせるまち」
- ・基本目標4 「みんなで考え行動するまち」

本計画では、この4つの基本目標に沿って、環境の保全に関する施策の展開の方向を示していきます。

## 3 環境配慮指針

近年の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が発生要因となっていることが多く、これらの解決に向けては、行政はもとより、市民、事業者の環境に配慮した行動への取り組みが大切です。

このため、日常生活や事業活動において、できる限り環境に配慮した行動に取り組んでいただくための環境配慮指針を、本計画の4つの基本目標ごとに示します。

## 4 施策の体系

望ましい環境像である『豊かな自然と文化を大切にした“ほっと”できるまち真岡』を目指し、4つの基本目標に沿った基本施策と個別施策を体系的に示します。

望ましい環境像	基本目標
<p style="text-align: center;"><b>豊かな自然と文化を 大切にした“ほっと” できるまち 真岡</b></p>	1 循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち
	2 自然や文化にふれあえるまち
	3 健全な生活環境の中で暮らせるまち
	4 みんなで考え行動するまち



基本施策	個別施策
1-1 ごみの適正処理 [p. 33]	1-1-1 ごみの発生抑制と適正処理
	1-1-2 不法投棄、野外焼却の防止
	1-1-3 環境マナー意識の向上
1-2 資源の循環利用の推進 [p. 36]	1-2-1 資源の循環利用の推進
1-3 地球温暖化対策の推進 [p. 38]	1-3-1 効率的なエネルギー利用の推進
2-1 自然環境の保全 [p. 44]	2-1-1 森林の保全
	2-1-2 水辺環境の保全
	2-1-3 生態系の保全
	2-1-4 農地の保全
2-2 まちなかの緑の確保と景観形成 [p. 48]	2-2-1 公園緑地の整備・保全
	2-2-2 緑化の推進
	2-2-3 景観の形成と保全
2-3 歴史的・文化的遺産の保存 [p. 51]	2-3-1 文化財の保護
	2-3-2 歴史・文化の継承と活用
3-1 大気環境の保全 [p. 56]	3-1-1 大気汚染の防止
3-2 水、土壌・地盤環境の保全 [p. 59]	3-2-1 水質汚濁の防止
	3-2-2 地下水、土壌の汚染防止
	3-2-3 地盤沈下の防止
3-3 騒音・振動・悪臭の防止 [p. 64]	3-3-1 騒音・振動・悪臭対策
3-4 化学物質等への対応 [p. 66]	3-4-1 化学物質への対策
	3-4-2 放射性物質への対策
4-1 環境教育・環境学習の推進 [p. 72]	4-1-1 自然・環境学習関連施設の事業の推進
	4-1-2 環境学習の様々な機会の提供と支援
4-2 環境保全活動の推進 [p. 75]	4-2-1 環境保全に関する情報の共有
	4-2-2 各主体の環境保全活動の支援
	4-2-3 協働による環境保全活動の推進